

改正 令和3年3月25日規則第14号

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布します。

動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（飼い犬がいる旨の標示）

第2条 条例第7条第3号の飼い犬がいる旨の標示は、様式第1号によるものとする。

（多頭飼養の届出をしなければならない飼い主から除かれる者）

第3条 条例第9条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- （1）身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第3条第1項に規定する訓練事業者
- （2）長野県

（多頭飼養の届出）

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、多頭飼養届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、犬又は猫の種類とする。

一部改正〔令和3年規則14号〕

（変更の届出）

第5条 条例第10条第1項及び第2項の規定による届出は、多頭飼養変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- （1）条例第9条第1項第3号に掲げる事項の変更（その変更後の飼養数が同項の規定により届け出られた飼養数（条例第10条第1項の規定による変更の届出があった場合は、その変更後の飼養数）よりも30パーセント以上増加することとなる場合の変更を除く。）
- （2）前条第2項に定める事項の変更（前号に規定する飼養数の増加を伴う場合の変更を除く。）  
（野犬等の捕獲に従事する職員等の身分証明書）

第6条 条例第12条第2項に規定する職員等の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。  
（野犬等の駆除の方法）

第7条 条例第16条第1項の規定による駆除は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な場所に薬物入りのえさを置くことにより行うものとする。

2 前項の場合においては、当該薬物入りのえさを置いた場所を監視し、かつ、駆除の時間が経過する前に当該薬物入りのえさを回収しなければならない。

3 第1項の薬物入りのえさには、薬物入りの旨を表示した紙片等を添えなければならない。

（野犬等を駆除する旨の周知の方法）

第8条 条例第16条第2項の規定による周知は、駆除を行う区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りのえさの状態について、次に掲げるところにより、行うものとする。

- （1）駆除を行う区域内及びその付近の住民に対し、印刷物を配布し、又は回覧すること。
- （2）駆除を行う区域内及びその付近において、住民の見やすい場所に掲示すること。
- （3）放送その他適切な方法によって広報すること。

2 前項第1号の規定による配布又は回覧は、駆除開始の日の3日前までに、同項第2号の規定による掲示は、駆除開始の日の3日前から駆除終了の日まで、同項第3号の規定による広報は、駆除開始の日の3日前から駆除開始の日までの間の適当な日に行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、野犬等による人の生命又は身体に対する侵害が発生し、直ちに野犬等を駆除する必要があると知事が認めるときは、条例第16条第2項の規定による周知は、駆除の当日の適切な広報活動により行うものとする。

(事故届出書)

第9条 条例第18条第1項の規定による届出は、特定動物事故届出書(様式第5号)により行うものとする。

2 条例第18条第2項において準用する同条第1項の規定による届出は、飼い犬咬(こう)傷事故届出書(様式第6号)により行うものとする。

(立入検査をする職員の身分証明書)

第10条 条例第21条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

(費用の負担)

第11条 条例第23条の規則で定める額は、次の各号に掲げる費用の区分に従い、当該各号に定める額とする。

(1) 保管に要した費用 1頭、1匹又は1羽につき1日当たり700円

(2) 返還に要する費用 1件につき3,500円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(飼犬管理条例施行規則の廃止)

2 飼犬管理条例施行規則(昭和42年長野県規則第27号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の飼犬管理条例施行規則様式第1号による標示は、様式第1号による標示がされるまでの間は、同様式による標示とみなす。

附 則(令和3年3月25日規則第14号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

(第2条関係)

(様式第2号)

(第4条関係)

一部改正〔令和3年規則14号〕

(様式第3号)

(第5条関係)

一部改正〔令和3年規則14号〕

(様式第4号)

(第6条関係)

(様式第5号)

(第9条関係)

一部改正〔令和3年規則14号〕

(様式第6号)

(第9条関係)

一部改正〔令和3年規則14号〕

(様式第7号)

(第10条関係)

(様式第1号) (第2条関係)



5センチメートル以上

←10センチメートル以下→

多頭飼養届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

飼養施設の設置場所		
飼養数		犬 頭 猫 匹
種類		
飼養施設の概要	延床面積	m <sup>2</sup>
	敷地面積	m <sup>2</sup>
	設備の種類	<input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> おり <input type="checkbox"/> 鎖等 <input type="checkbox"/> その他 ( )

- (備考)
- 1 屋内飼養の場合は、「敷地面積」欄は、記載を要しない。
  - 2 「設備の種類」欄には、該当する□内にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、( )内に具体的内容を記入すること。
  - 3 飼養施設の平面図及び付近の見取図を添付すること。

多頭飼養変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する条例第10条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 多頭飼養の届出年月日
- 2 飼養施設の設置場所
- 3 変更年月日
- 4 変更の内容

変更事項	変更後
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
飼養数	犬 頭 猫 匹
種類	

(様式第4号) (第6条関係)

(表)

動物の愛護及び管理に関する条例第12条第2項の規定 による野犬等の捕獲に従事する職員等の身分証明書		第 号
写 真  ----- 押出 ----- スタンプ -----	所 属 (住所)	
	職 名	
	氏 名	
	年 月 日生	
	年 月 日交付	
	年 月 日限り有効	
	長野県知事	印

(裏)

動物の愛護及び管理に関する条例 抜粋
(野犬等の捕獲及び収容)
第12条 知事は、飼い主の判明しない犬又は第7条第1号の規定に違反して係留されてい ない飼い犬(以下「野犬等」という。)を、その職員又は知事が指定する者 (次項において「職員等」という。)に、捕獲し、及び収容させることができる。
2 職員等は、野犬等の捕獲に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者に提示しなければならない。

(様式第5号) (第9条関係)

特定動物事故届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する条例第18条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号				
害を加えた 特定動物	種類		数			
	識別番号					
	特徴					
事故の状況	発生日時	年 月 日 時 分				
	発生場所					
	事故の内容					
	過去における 事故の有無	有 ・ 無				
被害者	住所					
	氏名		性別	男・女	年齢	
講じた措置 の概要						

(様式第6号)(第9条関係)

飼い犬咬傷事故届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者 住所  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

動物の愛護及び管理に関する条例第18条第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

かんだ飼い犬	種類		性別		年齢	
	毛色		名前		体格	大・中・小
	登録・狂犬病予防注射	鑑札 : 有 ( 市町村 第 号)・無 注射済票 : 有 ( 市町村 年度第 号)・無				
咬傷事故の状況	発生日時	年 月 日 時 分				
	発生場所					
	事故のときの係留の有無	有 ・ 無				
	事故の内容					
	過去における事故の有無	有 ・ 無				
被害者	住所					
	氏名		性別	男・女	年齢	
講じた措置の概要						



(様式第7号) (第10条関係)

(表)

動物の愛護及び管理に関する条例第21条第2項の規定 による立入検査をする職員の身分証明書		第 号
写 真  押出 スタンプ	所 属	
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
		年 月 日交付
		年 月 日限り有効
	長野県知事	印

(裏)

動物の愛護及び管理に関する条例 抜粋 (報告徴収及び立入検査)
第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該飼い主の飼養施設を設置する場所その他関係ある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(罰則)
第26条 第21条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。